

## 四條畷市イメージキャラクターくっすんの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、四條畷市イメージキャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定め、もって四條畷市のPRに寄与することを目的にする。

### (デザイン権利)

第2条 キャラクターは、四條畷市における地域振興及び活性化のために考案、選定されたものであり、キャラクターに関する著作権その他の一切の権利は、市に帰属する。

2 キャラクターのデザイン及び名称は、次のとおりとする。

デザイン 別に定める仕様のとおり

名 称 四條畷市イメージキャラクター くっすん

### (対象者等)

第3条 キャラクターを使用することができるものは、個人、法人、団体等で、市長の承認を受けたものとする。

2 キャラクターは、自己の商品又は景品の本体、包装又は広告物において使用することができる。

### (条件等)

第4条 キャラクターの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) デザインは第2条に定めるデザインとすること。

(2) 名称は第2条に定める名称又は次に掲げる名称とすること。

イ くっすん

ロ その他市長が認める名称

(3) キャラクターを第2条に定めるデザイン及び前号に定める名称により、若しくは改変して商標法(昭和34年法律第127号)の規定による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。

(4) キャラクターの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承しないこと。

(5) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)について、市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等、市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。

(6) 使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。

2 キャラクターの使用は、無償とする。

### (使用申請)

第5条 キャラクターの使用の申請は、所定の申請書または電子申請フォームにて市長に提出することとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) キャラクターの使用方法等の詳細を記載した企画書

(2) 当該申請を行ったもの（以下「申請者」という。）の概要が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請することを要しない。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 学校等が使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 個人、法人、団体等が非営利目的で情報発信等に使用するとき。

(5) その他、市長が使用を適当と認めるとき。

(使用承認の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、キャラクターの使用の承認を決定（以下「使用決定」という。）する。

2 市長は、使用決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、使用決定をしたときは、速やかに、所定の通知書（以下「承認通知書」という。）によりその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクターの使用の不承認を決定し、その理由を明記した所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。

(2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 四條畷市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。

(6) その他、市長が使用について不適切であると認めたとき。

(使用期間)

第7条 キャラクターの使用の期間は、申請者が特に定めない場合は、使用決定をした日の属する年度の末日までとする。

2 使用期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、期間満了前に新たに第6条の規定による承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用決定を受けたもので当該使用決定に係る物件の在庫を抱えるものは、当該使用決定における期間満了後においても当該在庫を処理するまでの間は、引き続きキャラクターを使用することができるものとする。

(完成見本の提出)

第8条 使用決定を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該決定に係る使用物件の完成見本を、その使用前に市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本に代えることができる。

(承認内容の変更等)

第9条 承認通知書に定める条件を変更してキャラクターを使用しようとするときは、

所定の申請書または電子申請フォームにて申請し、承認を受けなければならない。

- 2 キャラクターの使用の期間に係る条件を変更しようとするときは、当該期間の満了する2週間前までに、前項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、条件の変更の承認又は不承認を決定する。
- 4 前項の規定による承認決定の内容は、所定の通知書（以下「変更承認通知書」という。）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。
- 5 前項の規定による不承認決定の内容は、所定の通知書により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

（使用物件の製造の委託）

第10条 使用者は、使用物件の製造を第三者に委託するときは、受託者がこの要綱に違反することがないように管理監督する責任を負うものとする。

（類似物件への使用決定）

第11条 市長は、既に使用決定した使用物件と同一又は類似の物件について、当該使用決定を受けたもの（次項において「既決定者」という。）以外のものから第6条第1項の規定による申請があった場合であっても、使用決定をすることがある。

- 2 前項の場合において、既決定者は、当該使用決定に対して異議を述べることができない。

（違反行為の是正）

第12条 市長は、使用者が承認通知書若しくは変更承認通知書に定める条件又はこの要綱に違反すると認めるときは、使用者に対し、その是正を求めることができる。

- 2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用決定の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用決定を取り消すことができる。

- (1) キャラクターの使用の内容が第6条第4項各号に掲げる事項に該当すると認めるとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により使用決定を受けたとき。
- (3) 前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。
- (4) 第8条第1項の規定による完成見本の提出又は第9条第1項の規定による申請書の提出を怠ったとき。

- 2 市長は、使用決定を取り消したときは、前項の規定により使用決定を取り消されたもの（以下「使用取消者」という。）に対し、その理由を明記した所定の通知書により通知するものとする。
- 3 使用取消者は、直ちに、キャラクターの使用を中止しなければならない。
- 4 市長は、使用取消者に対し、当該取消しに係る使用物件の回収を求めることができる。
- 5 前項の規定による回収に要する費用は、使用取消者が負担するものとする。

（責任の制限等）

第14条 市は、キャラクターの使用若しくは条件の変更の不承認の決定又は使用決定の取消しが行われた場合において、申請者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

2 市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害について、その賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。

3 使用者は、キャラクターの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その賠償の責めを負うものとする。

(使用状況の報告)

第15条 使用者は、キャラクターの使用の期間が終了したときその他市長が必要と認めるときは、速やかに、当該使用の状況を報告しなければならない。

(様式)

第16条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第17条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別に定める仕様

			
A01 基本ポーズ 1	A02 基本ポーズ 2	A03 基本ポーズ 3	B01 笑う
			
B02 泣く	B03 怒る	B04 悲しむ	B05 おすすめ!
			
B06 走る	B07 寝る	B08 お腹空いた	B09 いただきます
			

B10 急げ	B11 詳しくはこちら(上)	B12 詳しくはこちら(下)	B13 詳しくはこちら(左)
			
B14 詳しくはこちら(右)	B15 びっくり!	B16 考えている	B17 踊る
			
B18 がんばろう!	B19 のぞき見	B20 後ろ姿	C01 フキダシ 1
			
C02 フキダシ 2	C03 フキダシ 3	C04 フキダシ 4	C05 フキダシ 5
			
D01 運動会	D02 サッカー	D03 水泳	D04 歌う

			
D05 トランペット	D06 リコーダー	D07 画家	E01 風邪
			
E02 麦わら帽子	E03 くたくた	E04 寒い	E05 汗だらだら
			
E06 怪我	F01 クリスマス	F02 ハロウィン	F03 正月
			
F04 鯉のぼり	F05 祭り	F06 誕生日	G01 ヘルメット

			
G02 傘さし	G03 消防	G04 スマホ	G05 警察
			
G06 勉強	G07 読書	G08 カメラ	G09 日本&ドイツ
			
H01 オーバーオール	H02 エプロン	H03 浴衣	H04 武者